

重要事項説明書

社会福祉法人 敬 羨 会

生活サービス重要事項説明書

1 生活サービス提供事業者

事業者の名称 社会福祉法人 敬羨会
事業者の所在地 広島県府中市木野山町箱田奥甲 1538 番地
代表者名前 理事長 瀧野 康子
事業者の連絡先 TEL 0847-68-2585

2 生活サービスが提供される宿泊所概要

宿泊所の名称 生活支援事業所「さくら」
宿泊所の所在地 広島県府中市木野山町箱田奥前 1537 番地
施設長名前 施設長 瀧野 真衣
宿泊所の連絡先 TEL 0847-68-2585

3 生活サービス提供契約の内容

居住費負担 1日500円(1か月15,000円、1か月30日計算)
光熱費負担 1日100円(1か月3,000円、1か月30日計算)
利用者が希望する場合、以下のサービスを提供します。
サービスを希望する場合、希望の有無欄の「有」に○をしてください。

希望の有無	サービス内容	料金	備考
有・無	朝食	月額9,300円、日額310円	変更は1日前までに申出
有・無	夕食	月額10,650円、日額355円	変更は1日前までに申出
有・無	日用品	無料(トイレットペーパー・洗剤等は自己負担となります。)	ベット・タンス・寝具を提供します。

※月の途中での利用開始又は終了の場合は、開始時には、利用開始日から月末までの日数により、終了時には、月初から終了(退所)日までの日数により各種利用料の計算を行い、請求又は精算を行います。

4 利用料の支払い方法

当月末日までに事業者へ現金支払の方法で支払います。

5 利用者からの苦情に対応する窓口等

窓口の名称 生活支援事業所 さくら
電話番号 TEL 0847-68-2585
対応時間 8:30~17:30

6 生活サービス利用に当たっての留意事項

別紙「生活のしおり」を参照

7 契約の解約

(1) 利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、7日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

(2) 事業者からの解約

事業者は生活サービス提供契約書第6条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

- ・ 利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合
- ・ 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき
- ・ 利用者が広島県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

* この重要事項説明書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ① 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ② 暴力団員を雇用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ④ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

